

5 関連法規

(1) 水道事業に係る主要関係法令

ア 主要関係法令

項目	法令名	法令の概要又は局事業との関係
基本法	水道法	水道事業運営の基本を定めたもので、事業の認可、水質基準、水道の布設及び管理、施設の計画的整備、関係者の責務等が規定されている。
経営	地方公営企業法	地方公営企業の経営の基本を定めたもので、経営組織、財務、企業職員の身分取扱い等について規定されている。
	地方自治法	地方自治に関する基本的事項を定めており、地方自治法が一般法、地方公営企業法が特別法の関係にある。
	地方財政法	地方公共団体の財政の運営に関する基本原則、地方債の運用等について規定されている。
労働関係	地方公務員法	職員の任用、分限、懲戒、服務等について規定されている。
	地方公営企業等の労働関係に関する法律	地方公営企業等に従事する職員の労働関係を定めたもので、団体交渉の範囲、争議行為の禁止等が規定されている。
	労働組合法	職員の組織する労働組合、労働協約の締結、団体交渉の手続等が規定されている。
	労働基準法	職員の労働条件の基準となる事項等が規定されている。
水源	河川法	水道水源である流水の占用許可、工作物の新設等の許可、ダム管理等について規定されている。
	水資源開発促進法	利根川など指定水系における水資源の総合開発、利用等について規定されている。
	独立行政法人水資源機構法	水資源開発促進法に基づく事業を実施するための水資源機構の設置等について規定されている。
	特定多目的ダム法	特定多目的ダムに係るダム使用权の設定、負担金の納付義務等について規定されている。
	水源地域対策特別措置法	ダムの建設に対応した環境の整備等について規定されている。
水質保全	環境基本法	水質の環境基準等について規定されている。
	水質汚濁防止法	公共用水域の水質の汚濁を防止するための工場及び事業場からの排水の規制に関する措置等について規定されている。
	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	水道原水の水質の保全に資する事業の実施を促進する措置等について規定されている。
	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	水道水源水域に係る水質保全施策に関する計画の策定、事業の実施、規制等の措置について規定されている。
その他	水循環基本法	健全な水循環を維持し、又は回復するため、国、地方公共団体等による施策を包括的に推進することを目的としている。

イ 業務に関係する法令

項目	法令名	法令の概要又は局事業との関係
布設及び維持管理	道 路 法	道路の地下等に導水管、送水管等を布設する際に必要な道路の占用許可（第32条）
	道 路 交 通 法	水道施設の工事に係る道路の使用許可（第77条）
	共同溝の整備等に関する特別措置法	特定の道路についての共同溝の建設及び管理、共同溝への水道管設置に係る占用許可等
	公共用地の取得に関する特別措置法	公共用地の取得の特例（第1条及び第2条）
	建 築 基 準 法	配管設備の設置及び構造の技術的基準（第36条）
	建 設 業 法	工事の請負契約の適正化等
	電 気 事 業 法	水道施設における自家用電気工作物の保安管理（第42条）
	高圧ガス保安法	液化塩素の消費（第24条の2）
その他	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	簡易専用水道に関する規制事項並びに建築物における給水及び排水の管理基準
	計 量 法	量水器の検定等（第72条ほか）
	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置等
	人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律	人の健康に係る公害の防止（第1条）
	刑 法	飲料水の汚染、毒物混入等に関する罪（第142条から第146条まで） 水道の損壊又は閉塞に関する罪（第147条）

（２）水道法の概要

ア 目的及び国等の責務

水道法は、水道により「清浄にして豊富低廉な水の供給を図る」ことを直接の目的とし、そのことにより「公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」ことを究極の目的としている。そのための具体的手段として、水道の布設及び管理を適正かつ合理的に行うこと、水道の基盤を強化することを定めている（第1条）。

そして、その責務として、国及び地方公共団体は、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔を保持し、水を適正かつ合理的に使用するために必要な施策を講じ、他方、国民は、その施策に協力するとともに、自らも水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならないことを明らかに

している（第2条）。

また、水道事業の基盤の強化のため、国、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し次のような責務を課している。国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者等に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない（第2条の2第1項）。都道府県は、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し実施するよう努めなければならない（第2条の2第2項）。市町村は、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し実施するよう努めなければならない（第2条の2第3項）。

参考資料

そして、水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない（第2条の2第4項）。

イ 水道の管理

（ア）全般

水質の汚染の防止のため、水道によって供給される水の水質基準を定め（第4条及び水質基準に関する省令）、水道事業者に対し、この基準に適合した安全かつ清浄な水を確保するための水質検査の実施等を義務付ける（第20条）とともに、水道事業者は、関係行政機関の長又は地方公共団体の長に対して水源の水質の汚濁防止のための要請等が行えるとしている（第43条）。

また、水道事業者は、水道の管理の適正を期すために水道技術管理者を置いて（第19条）、消毒その他の衛生上必要な措置を講じ（第22条及び施行規則第17条）、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときには直ちに給水を停止し、水道を使用する可能性のある者に周知させる措置を講じなければならないとしている（第23条第1項）。

（イ）水道施設等

取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設のそれぞれについてその配置、構造及び材質についての要件を個別に定めている（第5条及び水道施設の技術的基準を定める省令）。

また、水道事業者に対し、一定の水道施設で業務に従事する者及び水道施設構内に居住する者に対して定期及び臨時の健康診断を実施することを義務付けている（第21条及び施行規則第16条）。

さらに、水道事業者は、水道の布設工事を施行するに当たり、条例で定める資格を有する者に技術上の監督業務を行わせなければならない（第12条）。これに基づき、都では、東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例（平成25年東京都条例第90号）を定めている。

また、新設、増設又は改造した水道施設（配水池以外の配水施設を除く。）を使用して給

水を開始するときには、水質検査及び施設検査を行うことを義務付けている（第13条、施行規則第10条及び第11条）。

さらに、水道事業者等に対し、水道施設の維持、修繕及び台帳の整理を義務付けるとともに、水道施設の計画的な更新及びそのために要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないことを定めている（第22条の2から第22条の4まで）。

（ウ）給水装置

水道事業者は、給水装置から常時、水質基準に適合した水を安定的に供給する義務を負っている。その義務を果たすためには、給水装置からの水の汚染を防止する等の措置が講じられていることが必要であることから、給水装置の構造及び材質の基準について定め（施行令第6条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）、給水装置の検査についてもその検査に係る事項を定めている（第17条及び第18条）。さらに、基準に適合していない場合は、水の供給を受ける者の給水契約を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合するまでの間その者に対する給水を停止することができるとしている（第16条）。

（エ）指定給水装置工事事業者制度

給水装置工事により設置された給水装置が、構造及び材質の基準に適合することを確保するため、水道事業者が、自らの給水区域において給水装置工事を適正に施行することができることと認められる者の指定をすることができる制度である（第16条の2）。

平成8年の水道法の改正により、指定工事店制度を見直し、水道事業者が全国一律の要件で、給水装置工事事業者を指定できるようにするとともに（第16条の2第1項）、指定の取消しに関する事項も規定している（第25条の11）。

さらに、令和元年の改正により、指定の更新制（5年）が導入された（第25条の3の2）。

また、必要な知識、技能及び経験を持つ給水装置工事の技術上の統括者として給水装置工事主任技術者を国家資格としている（第25条の4から第25条の6まで）。

（オ）貯水槽水道

管理が不十分なものが多い現状を踏まえ、その管理の徹底を図るため、平成14年4月1日に水道法の一部が改正され、水道事業者は供給規程上、水道事業者及び貯水槽水道設置者の責任を明らかにすることとされた（第14条第2項第5号）。

具体的には、水道事業者の責任に関する事項としては貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告並びに貯水槽水道の利用者に対する情報提供について、貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として貯水槽水道の管理責任及び管理の基準並びに貯水槽水道の管理の状況に関する検査について、必要に応じて定めることとされている（施行規則第12条の5）。

ウ 水道事業の認可と監督

水道事業は、地域的独占事業として運営されるため、その経営に係る事業の承認（第6条から第9条まで及び施行規則第1条の2から第7条まで）、事業の変更（第10条及び施行規則第8条）、事業の休止及び廃止（第11条）について厚生労働大臣の認可若しくは許可又は厚生労働大臣への事前若しくは事後の届出を必要とする。そして、事業認可の取消し、水道施設の改善指示等、厚生労働大臣が水道事業者に対して行う監督の内容と手段等を規定している（第35条から第39条まで）。ただし、これらの厚生労働大臣の権限の一部は、都道府県知事が行うこととすることができるとしている（第46条及び施行令第14条）。

エ 供給規程及び給水義務

水道事業者と水の供給を受ける住民との関係は、水道法上、給水契約として契約関係に立つとされるが、契約の一方の当事者である住民は、他方の当事者である水道事業者が一方的に定めた供給条件等に従わざるを得ない、いわゆる附合（附従）契約となる。

そこで、水道法は、水道事業者に対して、供給規程の制定及び周知を義務付け（第14条）、給水義務等を課し（第15条）、水道事業の公共性の確保を図っている。

供給規程は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件を定めるもので、料金を変更したときは厚生労働大臣に届け出なければならない（第14条第1項、第2項及び第5項）。

給水義務の内容は、給水契約の申込みの受諾義務（第15条第1項）及び常時給水義務（第15条第2項）であって、同条各項に具体的に例示されている理由又は正当な理由がない限り解除されない。

ここでいう正当な理由とは、配水管未布設区域からの申込み、給水量が著しく不足している場合及び多量の給水量を伴う申込み、異常湧水や災害等により水の供給が困難又は不可能な場合等が想定できる。

また、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に合致していないときは、供給規程の定めるところにより、給水契約の申込みを拒み、又は水道利用者が基準に合致させるまでの間、給水を停止することができる（第16条）。

オ 水道用水供給事業・専用水道等

水道用水供給事業（第26条から第31条まで）、専用水道（第32条から第34条まで）及び簡易専用水道（第34条の2から第34条の4まで）については、事業の規模等により水道事業と区別した上で、運用については水道事業に関する規定を準用する形を取っている。

なお、国が設置する専用水道・簡易専用水道に関しては、特例を設けた上でそれぞれの規定を準用している（第50条及び第50条の2）。

カ その他

（ア）水道の基盤の強化

日本における水道の普及率は98.0%（平成29年度末）となっており、水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道の基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代に変化した。このことから、令和元年に水道法が一部改正され、厚生労働大臣は水道の基盤の強化のための基本方針を定めることとなった（第5条の2）。

また、都道府県は水道の基盤の強化のために必要があると認めるときは、水道基盤強化

計画を定めること及び水道事業者等を構成員として広域的連携等推進協議会を設置することが可能となった（第5条の3から第5条の4まで）。

（イ）利用者等への情報提供の推進

水道事業者は、水道の需要者に対し、水質検査の結果、水道料金等水道事業に関する情報を提供することとされている（第24条の2及び施行規則第17条の5）。

（ウ）業務の委託

水道事業の担い手である水道事業者は、大半が中小規模の事業者であり、水質等の管理体制が極めて脆弱であることから、平成14年4月1日に水道法の一部が改正され、水道事業者等の水道の管理に関する技術上の業務について、技術力の高い第三者（他の水道事業者等）に業務を委託して管理を行うことが可能となった（第24条の3）。

（エ）水道施設運営権

地方公共団体は、住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがあると判断した場合に、水道施設の所有権を有したまま、民間事業者等に当該施設の運営を委ねることができること及びこの場合の水道施設運営権の設定に関する手続等について定めている（第24条の4から第24条の13まで）。

（オ）水道用水の緊急応援

災害その他非常の場合において、都道府県知事は、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して他の水道事業者又は水道用水供給事業者に水を供給すべきことを命じることができること（第40条第1項）及びこの場合の水の供給の対価の決定手続等について定めている（第40条第4項から第9項まで）。

（カ）国の資金助成

国は、国庫補助として、水道事業者及び水道用水供給事業者に対して財政的援助ができるほか（第44条及び施行令第12条）、特別な助成として、地方公共団体の行う水道施設の新設、増設、改造又は災害の復旧に必要な資金の融通又はそのあっせんに努めなければならないとしている（第45条）。

（キ）研究等の推進

第2条及び第2条の2に規定される国の責務を達成するために、国は水道技術等に関する研究、水質の試験、水の利用に関する調査等の推進に努めることとしている（第45条の2）。

（ク）罰則等

水道施設の損壊等によって水の供給を妨害した者に対しては刑罰が定められており、水の供給を妨害した行為が刑法の罪に触れるときは重い刑によって処断される（第51条及び刑法第142条から第147条まで「飲料水に関する罪」参照）。

また、水道法に定める義務規定に違反した者に対しても、刑罰が定められている（第52条から第57条まで）。

その他、公共の消防のための消火栓の設置に関する規定（第24条）などがある。

（3） 地方公営企業法の概要

ア 総 則

地方公共団体が経営する水道事業には、地方公営企業法が適用される（第2条）。

地方公営企業法の目的は、「地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準…を定め、地方自治の発達に資する」ことである（第1条）。そして、その経営の原則は、企業の経済性の発揮及び公共の福祉の増進を図ることとされている（第3条）。

本法は、この目的を達成するための企業の経営という観点から次のような諸制度を規定している。

イ 特別法

地方自治法、地方財政法及び地方公務員法に対する特別法であり（第6条）、地方自治法、地方公務員法等の規定の一部の適用を除外する規定を置いている（第39条及び第40条）。

ウ 組 織

企業経営の責任者として管理者を置くこととし、その選任、身分取扱い、地位、権限等につい

て規定している（第7条から第16条まで）。

エ 財 務

特別会計を設け（第17条）、原則として経営に伴う収入をもって経費に充てるいわゆる独立採算制度により運営し（第17条の2第2項）、企業会計方式により計理する（第20条）ものとされている。

また、企業の健全な運営が確保できるよう、その給付について公正妥当かつ適正な原価を基礎とした料金を徴収することができる（第21条）。

オ 職 員

地方公営企業の事務に従事する職員については、地方公営企業等の労働関係に関する法律が適用され（第36条）、一般の地方公務員とは若干異なった取扱いがなされる（労働組合の結成、団体交渉等）。

カ 条例による規定

以上のような地方公営企業としての水道事業は、条例に基づき設置しなければならず（第4条）、また、その組織についても条例により定める（第14条）こととされている。これらの規定に基づき、東京都地方公営企業の設置等に関する条例及び東京都公営企業組織条例が制定されている。

（４）東京都給水条例の概要

ア 総 則

東京都給水条例は、地方自治法に基づく公の施設の管理等に関する条例及び地方公営企業法第4条の経営の基本に関する条例としての性格を有するとともに、水道法第14条に定められるところの供給規程でもある。

本条例の目的は、「水道の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定める」ことである（第1条）。この目的のために給水装置について規定を置き（第2条）、水道の給水区域を23区及び多摩地区26市町に定めている（第3条）。

イ 給水装置の工事及び費用

給水装置の新設等について水道事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けることを義務付け（第4条）、新設等に要する費用の負担区分等について定めている（第5条及び第7条）。

また、工事の施行者等について、管理者又は管理者が指定した者（都指定給水装置工事事業者）が給水装置の新設等の工事を施行すること（第6条第1項）、指定が更新制（5年）であること（第6条第3項）、都指定給水工事事業者証の交付に関すること（第6条の2第1項）、給水装置の構造及び材質は、政令で定める基準に適合すること（第6条の3）、上記を供給条件とすること（第13条第2項）等を定めている。

ウ 給 水

給水の申込み及びその承認、量水器の設置、水道使用者等の管理者への届出の義務付け、水道使用者等の給水装置の管理上の責任、給水停止、使用制限など、給水の実施に関することを定めている（第13条から第21条まで）。

エ 料金及び手数料

料金を水道使用者から徴収することを定め（第22条）、料金の算定方法、使用水量の計量、手数料、減免等について具体的な基準、手続等を定めている（第23条から第30条まで）。

オ 管 理

管理者が、水道の管理等を行う上で必要があると認めたときは、給水装置等について検査等を行う、水道使用者等に対し必要な措置を指示することができる（第31条）、水道の管理上の整備工事（第31条の2）、給水停止（第32条）、不要給水装置の撤去義務及び切離し（第33条）について定めている。

カ 貯水槽水道

平成14年4月1日、水道法が改正され、供給規程に水道事業者及び貯水槽水道設置者の責務等を規定することとされたため、新章を設け、規定を整備した。

主な内容として、貯水槽水道に関する管理者の責任（第33条の2）、調査及び報告（第33条の3）、

貯水槽水道の設置等の届出（第33条の4）及び貯水槽水道に関する設置者の責任（第33条の5）について定めている。

キ 罰 則

過料（第34条及び第35条）について定めている。